

東大阪市自立支援協議会について

自立支援協議会 全体会(年2回)

- ・運営委員会での議論、課題の報告
- ・市全体としての課題解決に向けた議論、助言、連携の強化
- ・市の障害施策に関する方向性の検討

(構成委員)各機関の代表者・公募委員
・基幹・委託相談・事業所連絡会・施設連絡会
・障がい児支援ネットワーク連絡会・高齢介護関係機関
・若者サポートステーション・障害者雇用企業
・障害当事者・家族・学識経験者
・公共職業安定所・各支援学校
・社会福祉事業団・社会福祉協議会
・東大阪市・オブザーバー

運営委員会 (年4回)

- ・地域課題の共有、課題の提案、優先順位付け
- ・課題解決に向けた議論
- ・集中的に議論する専門的な会議設置の判断
- ・専門会議の課題および参加者の選定
- ・専門会議の報告・進捗管理

(構成委員)各機関の実務担当者・高齢介護機関
・基幹・委託相談・事業所連絡会・施設連絡会
・児童相談支援事業所連絡会
・障害児通所支援施設事業所連絡会
・就労支援ネットワーク・公共職業安定所
・各支援学校(進路担当)・社会福祉協議会
・東大阪市(労働・教育・こども・保健・福祉)

運営委員は必ず参加

検討結果の報告

専門会議

- ・会議の参加者
テーマごとに運営委員の中から参加者と進行役を選定
テーマに精通した者を外部委員として招集
- ・課題ごとに一定の期限を設けて結論を出す⇒次の課題へ

地域課題について解決策を検討

障害児者が普通に暮らせる地域づくり

ケア連絡会

相談支援NW

当事者中心の会

各種会議・個別事例等

地域別会議

当事者ニーズの把握

地域生活支援会議

- ・施設等と連携しながら重度障害者の地域生活に必要な支援を検討

事業所魅力発見会議

- ・事業所の魅力を発信し、障害児者へ適切な情報提供に取り組む

事務局会議 (隔月開催)

- ・自立支援協議会の開催の調整
- ・当事者のニーズや個別支援で充足されない問題について権利擁護の視点から地域課題を抽出(重要度・緊急度・実現可能性・取組効果などから総合的に判断)

(事務局)障害者支援室
基幹相談支援センター
委託相談支援センター
主任相談支援専門員連絡会